

報告第5号

平成25年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書に ついて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成25年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

平成26年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成25年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款 項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
					企業債	建設助成金 その他			
1 資本的支出 1 建設改良費	再生可能エネルギー 発電施設導入促進事業 (小水力)	円 134,800,000	円 19,853,897	円 114,650,000	円 90,000,000	円 24,650,000	円 296,103	円	事業計画の見直しに伴い 設計業務等に不測の期間 を要したため。
	再生可能エネルギー発電 施設導入促進事業 (竹内西緑地太陽光発電)	293,238,000	2,862,810	290,375,000	281,000,000	9,375,000	190		受注業者の都合により、機 器の設置工事については 年度内の支払義務が生じ なかったため。
	小鹿第一発電所排水 ピット油回収装置 取付工事	6,090,000		6,090,000	6,000,000	90,000			再生可能エネルギー固定 価格買取制度開始以降水 力発電機器の納期が大幅 に長期化しており、機器の 選定に不測の期間を要し たため。
	新幡郷発電所ガバナ・ AVR盤更新工事	30,814,000		30,814,000	30,000,000	814,000			受注業者の都合により、年 度内の支払義務が生じな かったため。
	日野川第一発電所自動 ストレーナ更新工事	17,566,000		17,566,000	17,000,000	566,000			再生可能エネルギー固定 価格買取制度開始以降水 力発電機器の納期が大幅 に長期化しており、機器の 選定に不測の期間を要し たため。
計		482,508,000	22,716,707	459,495,000	424,000,000	35,495,000	296,293		